

部活動の活動方針

1 学校教育目標

自立した人間性豊かな生徒の育成

2 部活動の基本方針

(1) 適切な指導

柏市「部活動のあり方に関するガイドライン」に基づき、自主性・自立性を尊重し、体罰・ハラスメントを根絶した適切な指導を行う。

(2) 活動時間及び休養日について

- ① 平日部活動休養日を、原則火曜日・木曜日とする。
- ② 原則、土日のいずれかを休養日とする。繁忙期であっても、1ヶ月あたり1日以上休養日を設ける。
- ③ 年間で100日以上完全休養日を設定する。
- ④ 年間の休養日数が十分に確保されるよう記録し、調整する。
- ⑤ 部活動の完全下校を最長17時10分までとする。
- ⑥ 平日の活動は、朝もしくは放課後のどちらかとする。
- ⑦ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、土日祝日は3時間程度を限度とする。
- ⑧ 平日の延長練習については、事前に保護者へ文書でお知らせし、承諾を得る。
- ⑨ 定期考査1週間前から、部活動を行わない。ただし、大会前はケガの予防の観点から、校長、保護者の承認を得て、生徒の負担にならない程度の練習を行うことができる。
- ⑩ 長期休業中の活動については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期間のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与える。

3 設置部活

陸上部・バスケットボール部・卓球部・バドミントン部  
・野球部・音楽部

#### 4 部活動の約束

##### (1) 放課後の部活動について

- ① 活動終了後は、後片づけ・戸締まり・消灯・着替え等をすみやかにを行い、完全下校を守る。
- ② 荷物は決められた場所に持っていき、原則として教室に戻らない。

##### (2) 練習時の服装等について

- ① 原則として制服か学校ジャージ・体操服とする。競技や種目によって顧問が判断した場合には、ユニフォーム・練習着・ウインドブレイカー等を着用してもよい。
- ② 学校生活のルールを守り活動を行う。(土足・服装・持ち物・飲み物等)

##### (3) 部活動休養日について

- ① 平日部活動休養日を、原則火曜日・木曜日とする。
- ② 原則、土日のいずれかを部活動休養日とする。繁忙期であっても、1カ月あたり1日以上休養日を設ける。  
※繁忙期…春季大会、総体、新人戦などの県大会以上の大会につながる大会や音楽部のコンクールの1カ月前

##### (4) 延長練習について

- ① 事前に保護者へ文書でお知らせし、承諾を得る。  
(最長16:55活動終了～17:10完全下校)

##### (5) 休日の練習について

- ① 昇降口のボード「月ごとの行事予定」に掲示をする。  
学校HPにも載せる。
- ② 活動場所(グラウンド・体育館・杉鈴館等)以外は使用しない。外部活のトイレ使用は2階の中央トイレとする。
- ③ 活動後は施錠確認をし、寄り道をせずに下校する。
- ④ 活動に関係ないものは持ってこない。
- ⑤ 登下校の服装は、原則として校内服もしくは運動に適した服装とする。

##### (6) 練習試合・公式試合について

- ① 校外で活動する場合は、事前に各家庭へ連絡をする。
- ② 安全面に十分注意して顧問の先生の指示に従い、移動する。
- ③ 試合への行き帰りや会場でのマナーを守る。
- ④ 携帯電話・スマートフォンを持っていく際は、顧問の先生に必ず報告をする。
- ⑤ お菓子等の不要物は持って行かない。

##### (7) 部活動停止期間について

- ① 期末試験の1週間前から部活動を行わない。ただし、大会前はケガの予防の観点から、校長、保護者の承認を得て、生徒の負担にならない程度の練習を行うことができる。
- ② 長期休業中の停止期間は、休業中の部活動予定で示す。

(8) 活動場所の管理について

- ① 戸締まりの確認をする。
- ② 鍵の扱いに十分注意する。
- ③ 常に整理整頓を心がけ、使用後の清掃等を行う。

(9) 入部・転部について

- ① 希望制加入とする。前年度所属の部活動を継続する場合も、年度毎に入部届を提出する。
- ② 3年間同一部に所属することが望ましいが、諸事情で転部する場合は学級担任が窓口となり、顧問・保護者と話し合い、確認を行った上で認める。

5 最終下校時刻

完全下校通年：16：40（16：25活動終了）

※ただし、延長練習の場合は最大17：10完全下校